

主要施策2 健康寿命の延伸に向けた未病改善等の取組

高齢者一人ひとりが健康でいきいきと自分らしい生活を送れるようにするためには、食事や運動などの生活習慣の改善に取り組むことが大切です。また、障害や身体的に機能低下のおそれがある高齢者が、地域社会や家庭で自立した生活を送れるようにするため地域リハビリテーションの支援体制の推進を図ることが必要です。

主要施策の方向

- ◇ 健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の延伸等を目標とした「かながわ健康プラン21（第3次）※」に基づき、食生活改善等の県民の健康づくりを推進します。
- ◇ こころの健康づくりや歯及び口腔の健康づくりなど未病改善の取組を支える環境づくりを推進します。
- ◇ 関係機関の連携による地域リハビリテーションの支援体制を推進するとともに、一般介護予防事業へのリハビリテーション専門職の関与を促進します。

構成施策① 地域における健康づくりの推進

- 健康増進法に基づき、2024年（令和6年）3月に「かながわ健康プラン21（第3次）」を策定（予定）し、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」の2つの全体目標の実現による「いのちが輝き、誰もが元気で長生きできる神奈川」をめざし、県民一人ひとりの健康づくりを推進しています。
- 「かながわ健康財団」を健康づくり運動の推進母体として、県・市町村・企業・健康関連団体・地域団体等と協力して、県民の健康づくりを支援していきます。
- 介護に至る要因となる「フレイル（虚弱）」対策に取り組みます。
- 市町村は、生活習慣病などの疾病予防及び介護予防の観点から、他に保健サービスを受ける機会のない40歳以上の方を対象に、健康診査、健康教育、健康相談などを実施します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
96	健康増進対策事業(県)	生活習慣病の予防に向けた栄養・食生活の改善を進めるため、健康づくりを推進するための体制づくりや研修会、健康増進を担う人材育成などを進めます。
97	かながわ健康財団による健康づくり事業(民間)	県民の健康づくり・がん予防意識の普及啓発を行うほか、生活習慣病予防や介護予防に関連する事業を実施します。
98	後期高齢未病改善推進事業(県・市町村)	高齢者が、自らフレイルを早期に発見し、改善の取組を実践できるようにするため、市町村や関係機関と連携し、自己チェックの機会を提供するとともに、フレイル対策の重要性について啓発を図ります。

構成施策② 地域の食生活の改善

- 高齢期を元気でいきいきと自分らしく過ごせるように、低栄養や生活習慣病の予防に資する対策を推進します。
- 若い人も高齢者も、元気で健康に暮らすことができるよう、地産地消や食育等、地域における食生活改善の取組をすすめます。地域の健康課題を理解し、地域に密着した活動を展開している食生活改善推進員と連携し、健康増進に資する食事知識の普及啓発など、食生活改善の取組を充実させます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
99	地域食生活対策推進協議会による取組 (県 * 保健所設置市域除く)	各保健福祉事務所管内市町村や医療機関、福祉施設、食生活改善推進団体、民間企業等と連携を図り、地域の栄養・食生活課題について協議し、その結果を踏まえた事業展開、課題解決に向けた取組を行います。
100	専門的栄養指導・食生活支援事業 (県 * 保健所設置市域除く)	食生活や生活習慣に起因するところが大きい慢性疾患や長期療養の必要がある個別性の高い疾病の重症化及び合併症の進行を防ぐとともに、生活の質の向上を目指して、個別の栄養指導や食事療法等の実践技術の改善を図ります。また、地域での食生活支援に係わる関係者の研修会の実施を通して知識及び技術の共有化や連携強化を図ります。

* 保健所設置市域:横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市(寒川町含む)

構成施策③ こころの健康づくりの推進

- 高齢期においては、体の衰えに喪失体験などが加わってうつになりやすく、自殺を図る人も多くなっています。悩みや不安を抱える高齢者に対し、いつでも対応できる相談体制の充実などを図ります。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
101	こころつなげよう電話相談事業(県)	こころの健康に不安を持つ方の話を傾聴し、自殺防止や心の健康保持・増進につなげます。
102	精神保健福祉普及相談事業(県 * 保健所設置市域を除く)	県保健福祉事務所・センターにおいて、こころの健康に関する面接・電話相談や、訪問支援を行います。
103	こころの健康づくり推進事業(県)	総合的な自殺対策を推進するため、「かながわ自殺対策会議」において関係機関・団体と連携を図るとともに、自殺対策講演会を開催し、県民の自殺に関する理解を深めます。
104	こころといのちの地域医療支援事業(自殺対策) (県・指定都市)	うつ病に対するかかりつけ医の理解を深めるための研修を実施し、うつ病の早期発見、早期対応を図ります。
105	かながわ自殺対策推進センター事業(県)	自殺対策に係る研修会等、人材の育成や自殺対策に関わる情報を広く県民や関係機関に情報提供することで、地域における自殺対策を推進するとともに、市町村支援や自死遺族に対する相談を行います。

* 保健所設置市域:横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市(寒川町含む)

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
かかりつけ医うつ病対応力向上研修の修了者数	280人	270人	270人	270人	270人

構成施策④ 歯及び口腔の健康づくりの推進と口腔ケアの充実

- 生涯にわたって、満足度の高い食生活や社会生活を送り、健康寿命を延ばすために、歯及び口腔の健康づくりは大変重要です。
- 県民一人ひとりが歯及び口腔の健康を意識し、80歳で20本以上の歯を保つことを目標とした8020運動や、オーラルフレイル（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態）の予防と改善に取り組みます。
- 要介護者等が誤嚥性肺炎や低栄養状態になることを防ぐために、口腔ケアや口腔機能の維持・向上の充実に図ります。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
106	在宅療養者等訪問口腔ケア推進事業(県 * 保健所設置市域除く)	在宅療養者への歯科疾患予防やQOL(生活の質)の改善を図るため、訪問口腔ケアを実施するとともに、在宅療養者等の自立と介護支援の体制づくりを地域で推進するため、介護に携わる者に対する口腔ケアの普及に取り組みます。
107	オーラルフレイル健口推進員養成事業(県 * 保健所設置市域除く)	全身の健康と歯や口の健康づくりについて理解し、お口の健口体操を自主的に地域で普及啓発するオーラルフレイル健口推進員の養成・育成研修及び交流会を行います。
108	オーラルフレイル対策による健康寿命延伸事業(県)	高齢者における要介護状態の入り口のひとつである口腔機能の低下を回復可能な段階で改善するため、オーラルフレイル改善プログラムの普及を図ります。
109	未病改善のためのオーラルフレイル対応型指導者育成事業(県)	高齢者の未病を改善するため、オーラルフレイル対策(機能面)と誤嚥性肺炎の防止に有効な口腔内清掃(衛生面)を一体的に対応できる医療・介護分野におけるリーダーの育成を行います。

* 保健所設置市域:横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市(寒川町含む)

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
オーラルフレイル健口推進員の養成数	1,556人	1,616人	1,676人	1,736人	1,796人

キーワード 高齢期の歯及び口腔の健康づくりの推進体制

県では、歯及び口腔の健康づくりが、全身の健康の保持増進に重要な役割を果たすことから、県民の生涯にわたる健康の保持増進を図ることを目的として、「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例」を平成23年7月に施行しました。平成25年3月には「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」(第1次計画)を策定し、令和6年3月に第2次として計画を改定予定です。

【高齢期における歯及び口腔機能について】

- 高齢期の口腔機能を維持向上することにより要介護状態とならないよう、引き続きオーラルフレイル対策に取り組んでいくことが重要です。
- 高齢者の誤嚥性肺炎には、口腔機能と口腔衛生状態が関係しています。歯及び口腔の健康づくりが全身の健康づくりにも影響することを踏まえて、医科歯科連携をはじめ他職種との連携を引き続き進めていく必要があります。
- 高齢期は進行した歯周病(歯肉炎や歯周炎)が多くなり、歯を失う主な原因の一つです。糖尿病や心臓病などの病気と関連があり、全身の健康のためにも歯周病の対策や治療が大切です。
- 歯の本数は、認知症や死亡リスクなど健康寿命に関わり、生涯にわたる健康の保持増進に大きく寄与することが指摘されています。

構成施策⑤ 未病改善の推進

- 未病指標等を活用し、未病の見える化を進めるとともに、最先端技術・サービス等の介入により未病改善を進めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
110	未病センターの設置促進(県)	県民が身近な場所で自らの身体の状態を把握し、その結果に基づくアドバイスや「未病改善」の取組のための情報提供を受けられる場である未病センターの設置を進めます。市町村や企業等が設置・運営し、県が認証します。
111	未病指標活用促進事業(県)	未病指標の社会実装化や算出機能の改修等を行います。
112	エイジフレンドリーシティの推進	「健康な高齢化」に向けた取組を活性化するため、WHO が推進するエイジフレンドリーシティ参加自治体に対し、高齢者ケアに係る取組支援を行うとともに、好事例の発信等を行います。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
未病指標の利用者数	171,259 人	300,000 人	500,000 人	800,000 人	900,000 人

キーワード 未病指標

健康をもっと身近に。
マイME-BYOカルテ

毎日のアプリ利用で
未病改善行動を習慣化



自分が「健康」と「病気」のグラデーションのどこにいるのか、生活習慣、認知機能、生活機能、メンタルヘルス・ストレスの4つの領域から、現在の未病の状態を数値等で「見える化」するものです。

未病改善に向けた個人の行動変容を促進するため、本県がWHO等と連携して開発しました。

県が運営する無償のスマートフォン用アプリ「マイME-BYOカルテ」をダウンロードし、15個の項目を測定・入力することで、未病の状態を100点満点で確認することができます。

(出典) 県ホームページ
アプリ「マイME-BYOカルテ」で未病を改善！
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/fz7/cnt/f532715/p991437.html>



構成施策⑥ 地域リハビリテーション支援体制の推進

- 高齢者が健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、生活機能の低下が疑われる状態になった場合、早期に状態の改善や重度化の予防を図っていくことが重要であるため、要支援者や要支援・要介護になるおそれのある人に対して、地域リハビリテーションによる未病改善の取組を進めます。
- 2022年度（令和4年度）と2023年度（令和5年度）に実施した地域リハビリテーションに関する実態把握のための調査結果を踏まえ、地域においてリハビリテーション専門職、その他関係職種を活かした自立支援に資する取組が進むよう、リハビリテーション専門職の派遣体制の充実を図ります。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
(10) 再掲	在宅医療体制構築事業 (県)	県全体や地域の在宅医療に係る課題抽出等を行うとともに、県内の在宅医療従事者等の増加やスキルアップを目指し、訪問診療への同行研修や、座学研修を行います。また、医療従事者と介護従事者との連携強化等に対する支援を行います。(本掲はP49)
113	地域リハビリテーション活動支援事業 (市町村)	地域支援事業により、地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職による助言等を実施します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
地域リハビリテーション従事者向け 相談対応件数	188件	300件	300件	300件	300件
地域リハビリテーション従事者向け 研修受講者数	120人	100人	100人	100人	100人

構成施策⑦ 特定健康診査・特定保健指導の推進

- 医療保険者は、40歳から74歳の被保険者・被扶養者の方を対象に、生活習慣病の発症と重症化を防ぐことを目的として、メタボリックシンドロームに着目した健康診査（特定健康診査）を実施し、その結果に応じメタボリックシンドロームの予備群該当者の方に対して健康の保持への支援（特定保健指導）を行います。
- 県は、市町村等の担当者を対象とした研修会等を開催するなど、市町村の取組を支援します。

構成施策⑧ 後期高齢者医療制度の円滑な運営

○ 2008年（平成20年）4月から開始された後期高齢者医療制度は、急速に進む高齢化に伴い増大していく高齢者医療費を安定的に支えるため、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平で分かりやすく、また、75歳以上の高齢者の心身の特性等を踏まえた医療給付を行うために創設された医療制度です。

➤ 神奈川県後期高齢者医療広域連合における取組

県内すべての市町村が加入する「神奈川県後期高齢者医療広域連合」（以下、「広域連合」という。）では、後期高齢者医療制度における医療給付、保険料の賦課等を行い、制度の健全・円滑な運営を担います。

➤ 市町村における取組

市町村では、後期高齢者医療制度の保険料の徴収事務や被保険者への窓口業務を担当し、後期高齢者医療制度の円滑な運営を担います。

➤ 県における取組

県では、広域連合や市町村に対し、後期高齢者医療制度の運営が健全・適切に行われるよう必要な助言・援助を行います。また、広域連合や市町村が行った行政処分に対する不服申立ての審査・裁決を行う附属機関として、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき後期高齢者医療審査会の設置・運営を行います。

構成施策⑨ 「健康団地」の取組

○ 県営住宅において、高齢者が健康で安心して住み続けられる「健康団地」の取組を推進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
114	団地再生整備事業 (県・市町村・民間)	高齢化の進んでいる県営住宅を、健康で安心して住み続けられるよう、高齢者の支え合い活動や保健・医療・福祉サービスの拠点づくりを行い、「健康団地」として再生していきます。
115	県営団地におけるシニア合唱事業(県)	文化芸術の振興とともに、共生社会の実現や、団地におけるコミュニティの活性化、未病改善など健康団地の推進に向けた取組強化を図るため、高齢化が進んでいる県営団地において、団地住民等を対象に合唱事業を行います。

柱2 社会参画の推進

現状と課題

- 健康寿命が延び「人生100歳時代」を迎える中、県民一人ひとりが生涯生きがいを持っていきいきと暮らしていける社会の実現が求められます。
- 地域共生社会の実現に向けて、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進める必要があります。高齢者が自らの経験や知識をいかしつつ、いきいきと主体的に地域社会に参加できるようにしていくことが大切です。
- 労働・雇用の観点では、2013年（平成25年）4月の改正高年齢者雇用安定法の施行により、年齢に関わりなく働き続けることができる「生涯現役社会の実現」を目指して、企業に対し段階的に65歳までの継続雇用等が義務付けられています。さらに2021年（令和3年）4月からは、70歳までを対象として、社会貢献事業に従事できる制度の導入など、雇用以外の措置等を講じるように努めることを義務付けています。
- 今後は、元気な高齢者が、働くことやボランティア活動への参加など、それぞれの希望に応じて活躍できる環境づくりが求められます。

目指すべき方向性

- 「人生100歳時代」において、県民一人ひとりが生涯にわたり輝き続けることができるための「学びの場」や「活動の場」の創出に向けて取り組み、コミュニティに参加しやすい環境づくりを進めます。
- 高齢者が生きがいをもって暮らせるよう、また、他の世代との相互理解・連帯を深め、人と人とのつながりを進める取組を充実させていくことができるよう、ICTも活用しながら地域貢献などの社会参画活動（ボランティア活動等）を促進し、地域社会で活躍できるしくみづくりを進めます。
- 経験や知識をいかして働く意欲を持った高齢者の多様な就業ニーズに対応した就業支援に取り組みます。

指標

	指標	現状	目標
	長い人生を充実させるため、コミュニティなど、地域社会との関わりを大切にしている人の割合	2022年度 67.0% (令和4)	2026年度 73.0% (令和8)
指標の考え方	県民ニーズ調査において「長い人生を充実させるため、コミュニティなど、地域社会との関わりを大切にしていますか」の項目に対し「そう思う」と回答した人の割合を、社会参画活動を促進することで2026年度（令和8年度）に73.0%とすることを目標とします。		

主要施策1 地域共生社会の実現に向けた活動への支援

高齢者が地域社会の中で積極的な役割を果たし、生きがいのある生活を送ることができるよう、社会参画活動を支援するための様々な取組を推進することが必要です。

主要施策の方向

- ◇ 高齢者が、自らの経験、知識、意欲をいかした社会参画活動を通して、いきいきと活躍できるよう、生きがい・健康づくりを当事者目線で推進します。

構成施策① 人生100歳時代の設計図の取組の推進

- 「人生100歳時代」において、県民一人ひとりが生涯にわたり輝き続けることができるための「学びの場」や「活動の場」の創出に向けて取り組み、コミュニティに参加しやすい環境づくりを進めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
117	人生100歳時代の設計図の取組の推進(県)	県、市町村や民間企業、大学、NPO [※] 等の多様な主体が参画する「かながわ人生100歳時代ネットワーク」において、「学びの場」や「活動の場」を創出する様々なプロジェクトに取り組みます。

構成施策② 老人クラブ活動の推進

- 老人クラブは、地域に密着した組織として、自らの健康、生きがい活動や友愛活動をはじめとするボランティア活動を進めています。
- 県では、多様な価値観を持つ高齢者のニーズに対応した魅力あるクラブ活動の推進や、子どもの見守り等の次世代育成支援、安全・安心対策などの取組、ICTを活用した、地域や仲間とのつながりを持続できるような取組を、神奈川県老人クラブ連合会や市町村と連携して支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
118	神奈川県老人クラブ連合会による老人クラブ活動の推進(民間)	地域のニーズに対応した魅力ある活動を進めるため、市町村老人クラブ連合会や単位老人クラブの育成指導などに取り組みます。
119	老人クラブ助成費補助事業(民間)	ボランティア活動、生きがいづくり活動、健康づくり活動や友愛チームによる訪問活動を行う単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会の活動に対し、国、県と協調して支援します。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
介護予防・生きがいづくり支援事業(県・民間)	85	95
老人クラブによる訪問活動への支援(県・横浜市・川崎市)	107	140

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
老人クラブ等による訪問活動「友愛チーム」の設置数	2,278 チーム	2,300 チーム	2,350 チーム	2,400 チーム	2,450 チーム

構成施策③ ボランティア活動等の推進

- かながわボランティアセンターやかながわ県民活動サポートセンター等において、県民のボランティア活動等に対する様々な支援を行います。

【主要事業・再掲分】

事業名（事業主体）	本掲ページ	事業番号
生活支援コーディネーター研修(県)	56	15
かながわボランティアセンターによるボランティア活動の推進(民間)	57	18
かながわ県民活動サポートセンターにおけるボランティア活動の推進(県)		19
地域介護予防活動支援事業(市町村)		20

構成施策④ 情報アクセシビリティの推進

- 高齢者や障害者など、誰もが情報通信技術の利便を享受できるように、情報アクセシビリティを推進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
120	情報アクセシビリティ推進事業(県)	神奈川県ウェブアクセシビリティ方針に則り、JIS規格に準拠した県ウェブサイトの実現に努めるとともに、検証・試験の実施によりウェブアクセシビリティの維持・向上を図ります。

主要施策2 就業に対する支援

働き続ける意欲をもった高齢者に対し、経験や知識をいかして活躍できるよう、多様な就業ニーズに応える取組を推進する必要があります。

主要施策の方向

- ◇ 個々の高齢者の多様な就業ニーズに対応した就業支援に取り組みます。

構成施策① 中高年齢者の就業支援の推進

- 中高年齢者の多様な就業ニーズに対応するため、40歳以上の中高年齢者の就業支援を行う「シニア・ジョブスタイル・かながわ」におけるキャリアカウンセリング等と、国の職業紹介をあわせて実施することにより、利用者の利便性を図ります。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
121	「シニア・ジョブスタイル・かながわ」の運営(県)	国(神奈川県労働局)との密接な連携のもと、40歳以上の中高年齢者の多様な働き方の相談に対応する「シニア・ジョブスタイル・かながわ」を運営します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
「シニア・ジョブスタイル・かながわ」でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定率	47.8%	48.5%	50.0%	51.0%	52.0%

構成施策② シルバー人材センター事業の支援

- 健康で働く意欲のある高齢者に、臨時的・短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、組織的に提供するシルバー人材センター等の育成を図ります。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
122	シルバー人材センター等の育成(県・市町村)	シルバー人材センター及び生きがい事業団への助成を行うとともに、県内全域でシルバー人材センター事業を展開するために設立された神奈川県シルバー人材センター連合会への助成を行います。

柱3 生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進

現状と課題

- 高齢社会においては、価値観が多様化するとともに、社会の変化に対応して新たな知識や技術を習得する機会が必要となってきます。生涯にわたって多彩な学習機会を確保し、高齢者が学ぶことを通して自己実現や心の豊かさの充足を図り、いきいきと暮らせるよう支援することが大切です。
- それぞれの運動機能や健康状態などに応じて、生涯にわたりスポーツを楽しみ、健康で豊かな生活ができるよう、スポーツを通じた高齢者の健康・生きがいを推進することが必要です。
- 各世代が高齢社会についての理解を深めることができるよう、世代間の交流を促進することが必要です。

目指すべき方向性

- 高齢者が健康で生きがいのある生活を続けられるよう、多様なニーズに対応した学習や文化、スポーツ活動等に、様々な世代とともに参加する機会を提供します。
- 学校をはじめとした地域の資源などをいかし、多様な活動や交流のための場づくりを進めます。

主要施策1 生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進

高齢者の学習に対する意欲の向上をはじめとして、生きがいづくりや健康づくり、さらには世代間の交流の促進などを図るため、生涯学習・生涯スポーツ活動に対する支援を行うことが必要です。

主要施策の方向

- ◇ 高齢者が健康で生きがいをもって暮らせるよう、多様なニーズに対応した学習や文化、スポーツ活動等に、様々な世代の方とともに参加する機会を提供します。
- ◇ 学校等の地域の資源をいかし、多様な活動や交流のための場づくりを進めます。

構成施策① 生涯学習・文化活動への支援

- 高齢者が自らの経験、知識、意欲を活かして行う生涯学習活動や文化活動を支援し、生涯にわたり地域で健康にいきいきと活躍できる社会の実現を図ります。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
123	県立社会教育施設における生涯学習事業の実施(県)	県立社会教育施設において、各館の専門性や特色を生かした展示や講座などを開催します。
124	県立学校公開講座事業(県)	県立学校の施設や人材を活用して、多様な講座を開講することで、地域に親しまれる学校づくりを促進するとともに、異なる世代が共に学び合える機会を提供します。
125	県立保健福祉大学公開講座の開催(地方独立行政法人)	県立保健福祉大学の研究成果を地域社会に還元し、広く県民の教養を高め、文化の向上に資するため、また、開かれた大学として地域社会に貢献するため、公開講座を開催しています。
126	「かながわシニア美術展」の開催(県)	高齢者の文化的活力を地域に広げ、生きがいを高めるために、高齢者の日ごろの文化活動の成果を発表する場として、「かながわシニア美術展」を開催します。
127	共生共創事業の実施(県)	文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す、マグネット・カルチャー(マグカル)の取組の一環として、共生社会の実現や未病改善を意識した魅力的なコンテンツの創出と発信を行います。 具体的には、シニア劇団やシニアダンス企画の運営、障害者等が参加する舞台公演等を実施します。

【構成事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
県営団地におけるシニア合唱事業(県)	92	115

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
共生共創事業の参加者(出演者、観覧者等)の満足度	77.8%	78.0%	80.0%	81.0%	82.0%

構成施策② 生涯スポーツへの支援

- スポーツを通じた健康・生きがいのづくりの支援と普及を図るため、健康・体力づくり運動を推進し、社会とのつながりを持ち、スポーツや運動に親しむことができる機会や場の提供に取り組みます。

【主要事業】

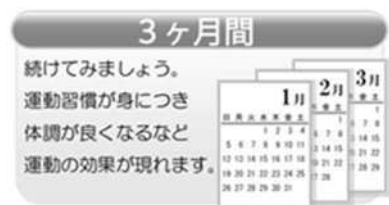
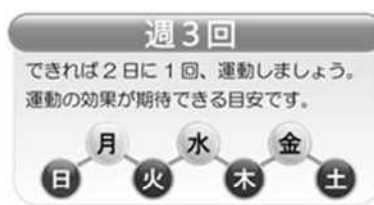
事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
128	3033(サンマルサンサン)運動の推進(県)	運動やスポーツを習慣化するため、くらしの一部として気軽に運動やスポーツを行うことができるよう、「3033運動(1日30分、週3回、3ヶ月継続)」を推進し、高齢者向けの3033運動プログラムをスポーツ関係団体と連携しながら、高齢者への普及に取り組みます。
129	レクリエーションスポーツの推進(県)	スポーツ関係団体と連携し、レクリエーションスポーツの普及推進を図るため、スポーツイベントの開催や教室などの機会を提供します。
130	「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」に向けた取組(県 * 指定都市を除く)	高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手の派遣に向け、県内での機運を高めるとともに、選考大会でもある「かながわシニアスポーツフェスタ」を開催し、高齢者の健康の保持増進、生きがいのづくりを支援します。

構成施策③ 学習やスポーツ活動、交流体験の場の提供

- 学習やスポーツなどの活動や交流体験の場を提供します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
131	県立学校の学習施設、体育施設の地域開放(県)	学校の会議室、音楽室、美術室等の学習施設、体育館や運動場などの体育施設を地域に開放することにより、地域に親しまれる学校づくりを促進するとともに、学習や文化、スポーツ等の活動や交流の場を提供します。



第3節 認知症とともに生きる社会づくり

柱1 認知症施策の総合的な推進

現状と課題

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）には、65歳以上の高齢者の約5人に1人、全国で約700万人前後、本県で約45万人前後が認知症になると見込まれます。
- また、2023年（令和5年）には、早期のアルツハイマー病患者等を投与対象とする新薬が日本でも承認され、早期発見、早期診断及び早期対応の重要性が増しています。
- 2023年（令和5年）6月には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、認知症の人を含めた国民一人一人が、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現を推進することが目的とされました。
- 県が実施した「認知症施策評価のためのアンケート調査」の2022年度（令和4年度）の結果では、認知症の人ご本人で「自分の思いが尊重されていると思う」と回答した方は59%で、第8期計画で定めた指標を上回りましたが、認知症の理解に関する質問では、指標を達成することができず、理解促進について課題があると考えられます。
- こうした現状を踏まえ、認知症に関する正しい知識と、正しい理解を深め、共生社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

目指すべき方向性

- 県では、2023年（令和5年）4月1日に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を施行しており、認知症の人も含め、当事者一人一人の立場に立った福祉の推進を図り、当事者が望む暮らしを実現する施策に取り組みます。
- 併せて、ご家族やケアラーの意見にも耳を傾け、ご家族等の支援にも取り組みます。
- 県は、これまでも、心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものと捉える「未病」の考え方を取り入れた「認知症未病改善¹」の取組を推進してきましたが、今後は、県内市町村や企業、大学等と連携した、新たな認知症未病改善プロジェクトの全県への展開と、そのための基盤整備を進めます。
- 認知症基本法に定める地方公共団体としての責務を全うしながら、神奈川らしい施策を展開し、認知症とともに生きる社会、共生社会の実現に向けた取組を推進します。

指標

	指標	現状	目標
	県のアンケート調査において、認知症の人が「周りのすべての人が、認知症を正しく理解してくれている。」と答えた割合	2022年 48% (令和4年)	2026年 65% (令和8年)
指標の考え方	同調査において、「周りのすべての人が、認知症を正しく理解してくれている。」との問いに「とてもそう思う」「わりとそう思う」と答える人の割合を、認知症に関する理解促進などを進めることで、令和8年に65%とすることを目標とします。		

¹ 認知症未病改善：認知症になることや、その進行を緩やかにすることをいう認知症施策推進大綱における「予防」に、県が推進する、健康と病気の間を連続的に変化する心身の状態を表す「未病」のコンセプトを取り入れた「認知症未病」（医学的な用語である「軽度認知機能障害（詳細は、P122のキーワード参照）」の状態を含む、より広い概念）を改善することで、「食・運動・社会参加」を中心とした生活習慣の改善などによる取組のこと

主要施策1 認知症の人に関する理解の増進等

認知症とともに生きる社会、共生社会の実現のため認知症に関する正しい知識と、認知症の人に関する正しい理解を深めるように取組を推進します。

主要施策の方向

- ◇ 誰もが認知症になり、また、介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、認知症は誰にも身近なものであることを伝えるため、社会全体に対する普及・啓発を当事者目線で推進します。
- ◇ 認知症に関する社会の見方を変えるきっかけとし、また、多くの認知症の人の希望となるよう、認知症の人がいきいきと活動している姿を広く伝えます。
- ◇ 地域で認知症の人やその家族を見守る応援者の認知症サポーター^{*}の養成を、学校や企業とも連携して進めます。

構成施策① 認知症に関する理解促進

- 認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を深めるための施策に取り組みます。

➤ 認知症に関する理解の普及促進

認知症の人の視点に立ったキャンペーンなど、普及啓発を推進するとともに、県や市町村の相談窓口や認知症の人や家族、地域住民など誰もが参加することができ、集う場である認知症カフェなどについて、ホームページやリーフレットなどで周知します。


認知症についての情報提供や、認知症に関する講演会の開催、オンラインも活用した普及啓発を図るとともに、県立高校等における高齢者に対する理解を深めるための教育を進めます。

➤ 認知症サポーターの養成

県と市町村では、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」や、サポーター養成講座の講師役となる「認知症キャラバン・メイト」の拡充に取り組めます。

また、県の取組にあたっては、学校現場や企業と連携を図るとともに、オンラインを活用した認知症サポーター養成講座を行います。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
132	キャンペーン等による普及啓発 (県・市町村・関係団体)	9月21日の認知症の日などの機会を捉えて、「オレンジライトアップ」などと併せた認知症理解のための取組を進めるとともに、地域で開催している家族のつどいの支援、相談会などの取組も行います。
133	認知症ポータルサイト等による普及啓発 (県・市町村・関係団体)	認知症について情報をより一元的に提供するため、県ホームページにおいて、「認知症ポータルサイト」として認知症に関する基礎知識や相談窓口など、認知症に関する様々な情報を発信します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 県認知症ポータルサイト https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6401/index.html </div> 
134	認知症サポーター養成講座 (県・市町村・関係団体)	地域で認知症の人やその家族を見守る認知症サポーターを養成します。高校生に対してVR体験を取り入れた講座の開催をするなど学校や企業等とも連携して実施します。
135	認知症キャラバン・メイト等養成研修事業 (県・市町村・関係団体)	認知症に対する理解の普及啓発を図るため、普及啓発の講師役となる「認知症キャラバン・メイト」を養成し、認知症サポーターの拡充に取り組みます
136	認知症高齢者地域施策事業(県 *保健所設置市域を除く)	保健福祉事務所等は、認知症の人本人、家族等の専門相談等を実施するとともに、認知症の本人家族を支える応援者を養成し、活動を支援するため、認知症サポーターやオレンジパートナー*の養成講座等の研修を実施します。 また、保健福祉事務所等が、市町村や地域包括支援センター*等と連携し、地域の実情を踏まえた認知症普及啓発を進めます。

*保健所設置市域:横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市(寒川町含む)

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
県実施の講座による認知症サポーター新規養成者数	1,048人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人

解説 **認知症の日**

2023年6月、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、第9条で、国民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるため、9月21日を「認知症の日」、9月を「認知症月間」とすることが定められました。

構成施策② 認知症の人本人からの発信支援

○ 認知症の人本人がいきいきと活動している姿を積極的に発信していくことで、認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭するとともに、多くの認知症の人本人や家族の希望となるような取組を推進します。

➤ 認知症本人大使による本人発信

県では、認知症の人ご本人が思いを直接伝え、その人らしい活動を発信する仕組みとして、「かながわオレンジ大使」（認知症本人大使）を委嘱しています。

オンラインも活用し、講座やイベント等で自分の言葉で語っていただくなど、様々な媒体で本人の思いを発信していただくほか、ピアサポート活動や音楽演奏、美術作品や写真の展示などを通じた本人発信を支援します。

認知症の日や認知症月間のキャンペーンにおいては、集中的に発信していきます。

➤ 本人ミーティングの実施支援

認知症の人同士が自身の希望や必要としていること等を語り合う本人ミーティングや認知症カフェの開催を支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
137	認知症施策普及・相談支援事業(県・市町村・関係団体)	「かながわオレンジ大使」(認知症本人大使)等による本人発信支援を実施します。本人の思いを発信していただくなど、ご本人の希望や体調に合わせ、参加・協力が可能な活動を行っていただいています。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
かながわオレンジ大使による講演等の回数	28回	30回	35回	40回	45回

解説 認知症本人大使

「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）において、認知症の人が地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会を実現するため、認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう「認知症本人大使」を国が創設することとされました。国は令和2年1月に5人の認知症本人大使「希望大使」を任命しました。大綱には、都道府県ごとに「地域版希望大使」を設置することが目標として掲げられています。

解説 「かながわオレンジ大使」とは～神奈川らしいあり方を目指して～

本県には、既に活動されている認知症の人にご本人が多くいらっしゃることから、神奈川らしい大使のあり方について、そうした認知症の人ご本人やご家族、支援者の皆様から御意見を伺ってきました。

「国の本人大使は特別な人という感じ。認知症の人はそういう人ばかりではないということを知ってほしい。」「一人で活動するのは難しい。複数ならできるかもしれない。」「失敗したとき傷つきたくない。」「これまで活動してきた人以外にもやりたい人がいるかもしれないので、公募にするのがよい。」「選考はなじまない。登録制のようにするのがよい。」といったご意見を踏まえ、本県では、「大使」の人数は定めず、なるべく応募された方全員に、ご本人の希望や体調に合わせ、参加・協力が可能な活動を行っていただくことにしました。

名称は、これまで本県が独自に取り組んできた「オレンジパートナー」等にちなみ、「かながわオレンジ大使」とし、令和3年4月に大使を創設し、令和5年5月より第2期の大使の方に委嘱しています。

主要施策2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

認知症の人ができる限り、住み慣れた地域で自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりを推進します。

主要施策の方向

- ◇ 認知症の人を含めた高齢者などにとってのバリアフリーのまちづくり、交通安全対策の充実に取り組むとともに、地域で暮らし続けられるよう多様な住まいの確保を進めます。
- ◇ 認知症の人の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進、消費者被害防止施策の推進、高齢者虐待防止施策の推進に取り組みます。
- ◇ オレンジパートナーネットワーク²により、認知症の人やその家族への当事者目線の支援の充実や、認知症サポーター及びオレンジパートナー³の活動を促進します。
- ◇ 認知症の人やその家族のニーズにあった具体的な支援を地域で行う「チームオレンジ」の構築を支援します。
- ◇ 行方不明になってしまった認知症高齢者等を早期に発見し、保護する体制を充実します。
- ◇ 老人クラブによる友愛訪問活動等を促進し、支援の必要な認知症高齢者の日頃から見守ります。

構成施策① 「認知症バリアフリー」の推進

- 認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、生活のあらゆる場面で障壁を減らしていく、具体的な支援体制の構築を進めます。

➤ 「認知症バリアフリー」の推進

認知症の人を含めた高齢者などにとって暮らしやすい街づくりを進めるため、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例^{*}」に基づく取組を進めるとともに、道路や公共交通機関のバリアフリーを進めます。

また、通院、通所等を目的とする福祉有償運送の制度普及を図るほか、高齢者の交通安全対策を推進するとともに、高齢者が地域で安全で安心して住むことができる高齢者向け住宅の整備、居住支援の推進を図ります。

認知症高齢者等判断能力が十分でない高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進を図るとともに、消費者被害防止のため、認知症の人を含めた高齢者等を地域で見守る消費者安全確保地域協議会の構築を促進します。さらに依然として深刻な高齢者虐待の防止施策を推進します。

² オレンジパートナーネットワーク：個人の支援者（認知症サポーター、認知症の方々を支援するボランティア等）、地域の支援団体（社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護サービス事業所等）、活動拠点（認知症カフェ、チームオレンジ等）、企業、行政等が連携し、認知症の方やその家族が地域で安心して暮らしていくための取組

³ オレンジパートナー：「認知症オレンジパートナーネットワークウェブサイト」に登録している認知症サポーターやボランティアなど個人の支援者、地域の支援団体、認知症カフェ、チームオレンジ、企業などのこと

【主要事業・再掲分】

事業名（事業主体）	本掲ページ	事業番号
高齢者向け公営住宅の整備等(県)	64	46
神奈川県居住支援協議会による取組(県・市町村・民間)	65	47
サービス付き高齢者向け住宅の登録及び適正管理の促進(県・指定都市・中核市)		48
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録制度(県・指定都市・中核市)		49
居住支援活動をとりまく周辺環境整備事業(県)		50
かながわ成年後見推進センター事業(県)	71	61
みんなのバリアフリー街づくり推進事業(県)	76	70
福祉有償運送推進事業(県)		71
交通安全施設等整備事業(県*指定都市域除く)	77	72
交通安全施設整備事業(県)		73
交通安全県民運動の推進(県)		77
県警察による高齢者への交通安全教育の推進(県)	78	78
高齢者への交通安全教育の推進(県・民間)		79

構成施策② 地域での見守り体制の整備

- 市町村では、認知症等のおそれがある高齢者を対象に、地域の見守り体制を構築しています。
- 県では、認知症の人が行方不明になった際に早期発見、保護ができるよう、市町村と連携した認知症等行方不明SOSネットワークの取組を充実していきます。
- また、民生委員・児童委員による一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯などへの見守りを支援するほか、個人宅を訪問する事業者と見守り活動を進めるための協定を締結するなど、見守り体制の充実に取り組みます。
- さらに、オレンジパートナーなど、認知症の人やその家族のニーズにあった具体的な支援の仕組みづくりを進めます。

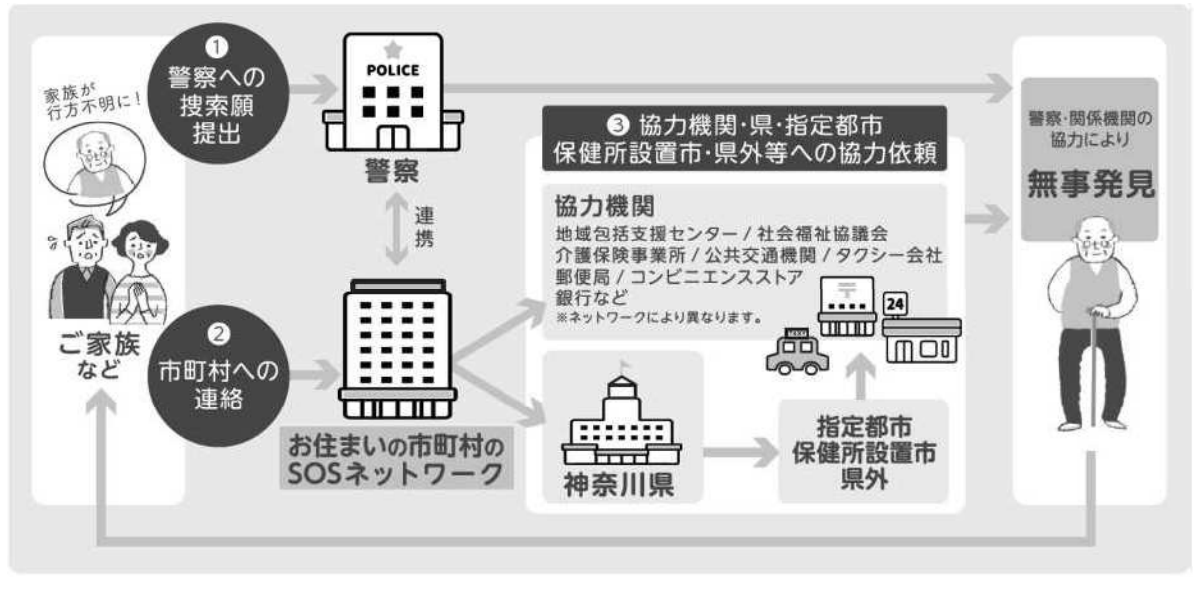
解 説

神奈川県認知症等行方不明 SOS ネットワーク

認知症の人が、その症状により、道が分からなくなって行方不明になったり、交通事故や予期せぬケガに見舞われるなど、本人の生命にかかわる問題であるとともに、介護する家族の大きな負担となっています。

県と市町村では、道に迷った高齢者の安全を守り、家族が安心して在宅での介護を続けられるよう、認知症等によって行方不明となった人や保護された人について、警察、行政、民間などの関係機関が連携し、事前の情報共有などにより、早期発見及び身元確認を推進する「認知症等行方不明SOSネットワーク」を運営しています。

また、市町村では、行方不明となった高齢者を位置探索できるGPS機器や、通報先などを検索できる二次元コードシール等の給付・貸与のほか、ネットワークの登録者が、事故などで賠償責任を負った場合に備えた賠償責任保険に負担なしで加入するといった取組により家族に対する支援を行います。県では、市町村が実施する認知症高齢者見守り事業等の地域支援事業を支援するとともに、事例や機器等の情報収集を行い、市町村に情報提供します。



➤ **老人クラブによる訪問活動の支援**

老人クラブが中心となって、会員やボランティアなどからなる「友愛チーム」をつくり地域の支え合いの担い手として、一人暮らしの高齢者などの世帯を訪問し、相談相手や話し相手になったり、簡単な家事の手伝い等を行う友愛訪問活動を実施します。

県は、市町村老人クラブが行う友愛訪問活動に対し支援します。

➤ **「チームオレンジ」の構築運営支援**

市町村においても、認知症サポーターを中心に関係機関やボランティア等の支援者をつなぐチームを作り、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的に支援につなげる仕組みであるチームオレンジの構築を進めていく必要があることから、県では、「オレンジチューター⁴」を講師として、チームオレンジ・コーディネーター研修や、市町村伴奏支援事業を実施するほか、認知症オレンジパートナーネットワークを活用した周知などを行い、市町村におけるチームオレンジの構築や運営を支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
138	認知症等行方不明 SOS ネットワークの運営 (県・市町村)	認知症等によって行方不明となった人や保護された人について、警察、行政、民間などの関係機関が連携し、事前の情報共有などにより、早期発見及び身元確認を推進する「認知症等行方不明 SOS ネットワーク」を運営します。
139	民生委員・児童委員による訪問活動への支援 (県・指定都市・中核市)	民生委員・児童委員は、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯など生活面で不安がある方へ、行政機関、施設などとの連携を行いながら、地域での見守りを行います。 県では、民生委員・児童委員への研修を支援するなど、民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりを進めます。
140	老人クラブによる訪問活動の支援 (県・横浜市・川崎市)	老人クラブが中心となって、会員やボランティアなどからなる「友愛チーム」をつくり、地域の支え合いの担い手として、一人暮らしの高齢者などの世帯等を訪問し、相談相手や話し相手になったり、簡単な家事の手伝い等を行う友愛訪問活動を実施します。 県は、市町村老人クラブは行う友愛訪問活動に対し支援します。
141	チームオレンジの構築に向けた市町村伴奏支援事業(県)	市町村がチームオレンジを設置するにあたって、アドバイザーやオレンジチューター、県が市町村とともに課題の解決策を検討し、市町村の状況に応じたチームオレンジを立ち上げられるよう支援します。

【主要事業・再掲分】

事業名 (事業主体)	本掲ページ	事業番号
地域見守り活動の推進(県・民間)	75	69

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
認知症等行方不明SOSネットワークの新規事前登録者数	1,786人	1,800人	1,900人	2,000人	2,100人
「チームオレンジ」の設置数(累計)	91チーム	119チーム	147チーム	175チーム	180チーム

⁴ オレンジチューター：認知症に対する正しい知識を有しており、チームオレンジの基本理念や具体的なマッチングの手法等に関する知識や技術を持っているもの

主要施策3 認知症の人の社会参加の機会の確保等

認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、若年性認知症を含めた認知症の人の社会参加に関する啓発、知識の普及の取組を推進します。

主要施策の方向

- ◇ 認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有することができる機会、認知症の人の社会参加の機会の確保に当事者目線で取り組みます。
- ◇ 若年性認知症支援コーディネーターを設置し、個別相談による若年性認知症の人やその家族に対する相談対応、サービス調整、社会参加の支援（居場所づくり）等を行います。
- ◇ 若年性認知症の人の支援に携わる人たちに研修を実施し、日常生活の支援や就労支援のための知識及び技術を伝えるとともに、職域・障害福祉関係機関等と連携し、自立支援のネットワークを構築します。

構成施策①

認知症に係る経験等を共有することができる機会、社会参加の機会の確保

- 地域で暮らす認知症の人とともに、認知症の人ができることや、やりたいことを活かして、希望や生きがいを持って暮らしていけるよう認知症の人の経験を共有する機会や、本人による支援活動であるピアサポートの場を増やしていきます。

➤ 認知症の方の経験等の共有による社会参加の推進

市町村では、地域の実情に応じて認知症地域支援推進員等が企画し、認知症の人が集まる場や認知症カフェなどの認知症の人や家族が集う取組を進めています。

県では、認知症の人や家族、地域住民など誰もが参加することができ、集う場である認知症カフェなどについての情報提供や普及を促進していきます。

また、ご本人同士が自身の希望や必要としていること等を語り合う本人ミーティングや認知症カフェの開催を支援します。

➤ 認知症オレンジパートナーネットワークの推進

県では、認知症サポーターや個人の支援者、地域の支援団体、企業、行政、さらには認知症カフェや、チームオレンジなどの関係者が連携し、認知症の人やその家族を支援する「認知症オレンジパートナーネットワーク」を構築しています。

2022年度（令和4年度）には、専用ウェブサイトをリニューアルし、支援者同士の情報共有や意見交換、若年性を含む認知症の人のニーズと社会参加活動や就労をマッチングする取組などを充実させています。

➤ 老人クラブによる社会参加の推進

地域に密着した組織として、自らの健康、生きがい活動や友愛活動をはじめとするボランティア活動を行う老人クラブについて、神奈川県老人クラブ連合会や市町村と連携して支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
142	オレンジパートナー活動支援事業(県)	認知症サポーターや、行政、地域の支援団体等が連携して地域で認知症の人やその家族を支える仕組みである「認知症オレンジパートナーネットワーク」の取組を推進します。 また、チームオレンジ・コーディネーター研修等を実施し、市町村が取り組むチームオレンジの整備に対して支援します。
143	老人クラブ高齢者社会参画活動推進事業 (県*横浜市・川崎市を除く)	県内 31 市町村老連が行う次に列記する各事業の企画運営にかかる指導・助言や情報提供等の取組を推進します。(横浜市・川崎市を除く) 社会参加活動推進事業、健康づくり振興事業、連絡調整事業、神奈川県主催(高齢者社会参画活動関係)事業への参加協力、運営等支援事業などを進めます。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
若年性認知症自立支援ネットワークの構築(県)	110	145
認知症施策普及・相談・支援事業(県・市町村・関係団体)	103	137

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	(年度) 2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
市町村老人クラブ連合会事業の新規実施数	63 事業	70 事業	80 事業	90 事業	100 事業



認知症
オレンジパートナーネットワーク
ORANGE PARTNER NETWORK

認知症オレンジパートナーネットワークウェブサイト

ホーム	メンバーになる	つながりをつくる(マッチングページ)	県の取り組み	情報発信	リンク集	お問い合わせ
-----	---------	--------------------	--------	------	------	--------



つながることで
認知症と共に生きる

このサイトでは、個人の支援者と、ボランティア活動の場のマッチングを行うほか、認知症ご本人の新たな就労先や活動場所を探すことができます。

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/1393/orangepartner/index.html>



構成施策② 若年性認知症の人への支援

- 若年性認知症は、初期症状が認知症特有のものではなく診断しにくい、本人や周囲の人が何らかの異常に気付くが、受診が遅れ、必要なサービスを受けるまでに時間がかかるなどの特徴があることから、改めて若年性認知症について普及啓発を進め、早期診断・早期対応へつなげることが重要です。
- 若年性認知症の人が役割を担い、社会参加を継続していくための居場所づくりや就労・社会参加等様々な分野にわたる支援を行っていく必要があります。

➤ 若年性認知症支援コーディネーターの設置

県内の若年性認知症支援コーディネーターの設置状況は、県域に3か所、横浜市に4か所、川崎市に1か所となっています。診断後の保健医療・福祉サービスを切れ目なく提供するため、連携を十分に図り、電話や面接、さらには本人の自宅や就労先の企業等の訪問、相談により必要なサービス調整等のほか、地域のつどいへの参加や支援などを行います。

また、若年性認知症の正しい理解の促進のため、地域で研修会等を開催するほか、若年性認知症の人が就労や社会参加を継続するための支援も進めます。

➤ 若年性認知症自立支援ネットワークの構築

県では、若年性認知症の人への理解を促進し、雇用、ハローワークをはじめとした就労に関連する職域団体や産業保健関係者との連携、企業への周知、若年性認知症の人が利用できる通所介護サービス事業所・障害サービス事業所等の情報収集などに取り組みます。

また、若年性認知症自立支援のための会議を開催し、当事者を含めた関係者により、若年性認知症についての施策を検討するほか、若年性認知症の特性や就労支援についての理解を深めるなどの研修会等を通じて支援体制のネットワークを構築します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
144	若年性認知症支援コーディネーターの設置(県)	若年性認知症の一人一人が、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするため、相談やネットワークの調整を行うコーディネーターを設置します。
145	若年性認知症自立支援ネットワークの構築(県)	当事者、学識経験者、認知症疾患医療センター※、コーディネーター等により、容態に応じた適切な支援のための連絡会議を開催します。 職域や障害福祉関係機関を対象として、就労支援や経済的支援、居場所づくり等に関する研修を開催します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
若年性認知症支援コーディネーターへの新規相談件数	116件	120件	130件	140件	150件
若年性認知症研修の受講者数	77人	80人	90人	100人	110人

解説 若年性認知症

若年性認知症とは、65歳未満で認知症になった方のことをいいます。令和2年の調査*¹によると最初に気づいた症状は、「もの忘れ」が最も多く（66.6%）、「職場や家事などでミス」（38.8%）「怒りっぽくなった」（23.2%）がこれに続いています。

多くの方が現役で仕事や子育てをしているため、高齢者とは異なる課題を抱えており、診断の早期から、状態に応じた就労の継続や家族へのケア等の多様な支援につなげることが重要です。

同調査によると18歳～64歳人口における人口10万人当たり若年性認知症者数（有病率）は、50.9人（前回調査（H21.3）47.6人）です。年齢が高くなるにつれ、有病率も増加しますが、全国では、3.57万人と推計しています。

これを神奈川県の人人口*²のあてはめると県内では、2800人程度と推計しています。

* 1 日本医療研究開発機構認知症研究開発事業による「若年性認知症の有病率・生活実態把握と多面的データ共有システムの開発」（令和2年3月より）

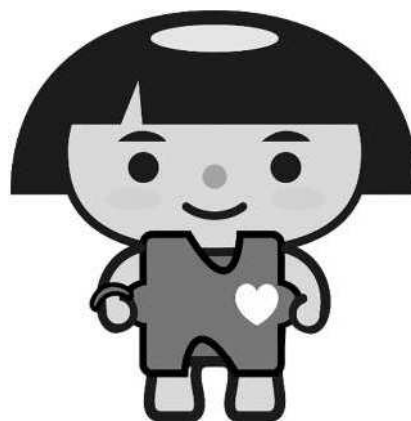
* 2 神奈川県年齢別人口統計調査・令和2年1月1日現在

解説 認知症の人と家族を支えるマーク

県では、認知症施策の普及啓発を推進するため、認知症の人や家族などの意見を踏まえ、独自のマークを作成し、市町村や団体等と協力して、このマークを活用した取組を行っています。



認知症の人と家族を支えるマーク



かながわキンタロウと
認知症の人と家族を支えるマーク

【認知症の人と家族を支えるマークの構成要素】

パズルのピース	①認知症の人の記憶が欠けてしまうこと、②認知症を支える人たちが、認知症の人が感じやすい不安や疎外感を埋めるピースとなれるように、との思いが込められています。
ハート	あたたかい心づかいを表しています。
N	認知症の頭文字

主要施策4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益を保護する取組を推進します。

主要施策の方向

- ◇ 認知症の人の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進並びに消費者被害防止施策及び高齢者虐待防止施策の推進に取り組みます。
- ◇ 認知症の人に対する分かりやすい形での情報提供の促進、消費生活における被害を防止するための啓発等に当事者目線で取り組みます。

構成施策① 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護の取組

➤ 認知症の人の意思決定の支援

本人の意思をできるだけくみ取り、それを活かした支援につなげるため、認知症サポーター養成講座や医療従事者、介護サービス事業所の従事者、認知症グループホーム等の管理者になる者に対して実施する研修において、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン（2018年（平成30年）6月）」の内容を盛り込みます。

➤ 成年後見制度の利用促進、消費者被害防止施策の推進、高齢者虐待防止施策

認知症高齢者等判断能力が十分でない高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進を図るとともに、消費者被害防止のため、認知症の人を含めた高齢者等を地域で見守る消費者安全確保地域協議会の構築を促進します。

さらに、依然として深刻な高齢者虐待の防止施策を推進します。

【主要事業・再掲分】

事業名（事業主体）	本掲ページ	事業番号
高齢者虐待防止関係職員研修(県)	68	53
かながわ成年後見推進センター事業(県)	71	61
成年後見制度推進事業(県)		62
成年後見制度利用支援事業(市町村)		63
消費者安全確保地域協議会の設置促進(県・市町村)	79	84

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
県のアンケート調査において、認知症の人本人が「自分の思いが尊重されていると思う」の問いに対して「とても思う」「わりとそう思う」と答える人の割合	59.2%	59.6%	60%	62%	64%

主要施策5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

認知症の人の状況に応じた適切な医療を受けることができるよう、認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適切に提供するための取組を推進します。

主要施策の方向

- ◇ 早期発見、早期診断及び早期対応のため、認知症サポート医^{*}や認知症疾患医療センターを中心とした地域の認知症医療支援体制を強化します。
- ◇ 市町村に設置される認知症初期集中支援チーム^{*}の活動を増進します。
- ◇ 地域のネットワークの中で重要な役割を担うかかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師等に対する認知症対応力向上を推進します。
- ◇ 認知症の人の生活を支える介護を提供するため、認知症に対応した介護保険サービスの適切な提供や、認知症介護の専門人材の養成を推進します。
- ◇ 認知症の人やその家族を支援するため、有識者や本人、家族等で構成する協議会により認知症施策の諸課題について当事者目線で検討します。

構成施策① 早期発見、早期診断及び早期対応、医療提供体制の整備

- 認知症に対して、適切な医療とケアを行うためには、早期発見が何よりも重要です。できるだけ早期に、認知症専門医療を受診し、的確な診断に基づいた適切な医療や介護の療養方針を決定することが不可欠となります。
- 早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期対応の体制が構築されるよう、市町村に設置する認知症初期集中支援チームの活動を推進することが重要です。

➤ 認知症疾患医療センターを中心とした医療提供体制の整備

早期発見、早期診断及び早期対応のため、認知症サポート医や認知症疾患医療センターを中心とした地域の認知症医療支援体制を強化します。

認知症における専門医療の提供や介護との連携の中核機関としての役割を担い、県と指定都市が設置する「認知症疾患医療センター」は、2次医療圏に1か所設置する「地域拠点型」と地域の認知症サポート医やかかりつけ医、医療・介護・保健関係機関との連携を強化する「連携型」があり、適切な医療提供と介護との連携に努めています。

また、認知症施策推進協議会では、専門医療機関として認知症医療に関する研究や情報提供、人材育成、地域との連携の核としての機能を強化するため、統括的な役割を担う認知症疾患医療センターなどの認知症疾患医療センターのあり方について検討を進めます。

解説 神奈川県認知症施策推進協議会

県内の認知症施策に係る医療・介護・福祉等の関係者等が参加し、県内市町村における認知症施策全般の推進について、「かながわ高齢者あんしん介護推進会議」と連携を図り、検討します。
なお、必要に応じて課題別に部会を設け、施策の検討を行います。

➤ **市町村における認知症初期集中支援チーム活動の充実**

認知症サポート医をはじめとするチーム員が、初期の段階で、医療と介護の連携のもとに、認知症の人やその家族に対して適切な支援を行います。

県では、認知症サポート医の養成や、チーム員と連携する「認知症地域支援推進員」の資質向上のための研修の実施、地域包括ケア会議、保健福祉事務所等からチーム員会議に専門職の派遣などにより、市町村の取組を支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
146	認知症地域支援等研修事業(県・市町村)	認知症初期集中支援推進事業及び認知症地域支援推進員の活動の推進が図られるよう、認知症初期集中支援チーム員研修へ受講者を派遣するとともに、認知症地域支援推進員の資質向上のための研修を開催します。
147	認知症疾患医療センター運営事業(県・指定都市)	認知症の専門的な医療体制を強化するため、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、介護との連携、かかりつけ医等への研修を行います。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
市町村における認知症初期集中支援チーム員研修の新規受講者数	68人	70人	70人	70人	70人

構成施策②

保健・医療・福祉の連携強化・医療従事者等の認知症対応力向上の促進

- 保健・医療・福祉の相互の有機的な連携を確保し、保健医療及び福祉サービスを切れ目なく提供することに取り組みます。
- 保健・医療・福祉の人材の資質の向上のための取り組みを推進します。

➤ 医療従事者等の認知症対応力向上

高齢者等が日頃から受診する病院や診療所の主治医（かかりつけ医）を対象として、認知症の早期発見や対応力の向上を図るための「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施するとともに、かかりつけ医の研修指導者であり、市町村に設置される認知症初期集中支援チームの中心となって専門医療機関との連携を担う「認知症サポート医」を養成します。

さらに、認知症サポート医に対してフォローアップ研修を実施し、情報提供や事例検討を行うことで、地域における認知症サポート医の連携強化を図ります。

また、医療従事者及び地域の関係機関の職員を対象として、対応力の向上や多職種連携、医療と介護の連携を図るための「病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修」及び「病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修」を実施します。

➤ 認知症ケアと医療の連携

市町村に配置されている「認知症地域支援推進員」は、認知症の人や家族等への相談支援や、認知症の人の状況に応じて医療や介護サービス等と連携し、支援の充実を図ります。

地域包括支援センターでは、認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センターとの連携を通して認知症ケアと医療の連携に取り組みます。

また、認知症疾患医療センター・診療所や、認知症初期集中支援チームとの連携により、認知症の医療と介護の切れ目のないケアを推進します。

➤ 認知症ケアパスの定着

県内の全ての市町村で、認知症の容態に応じて、地域ごとの医療・介護の資源について情報提供をしたり、相談窓口を案内する「認知症ケアパス」を作成しています。

認知症の人一人一人が、ケアパスに沿って支援の目標を設定し、認知症の人や家族医療、介護関係者の間で共有され、切れ目なくサービスが提供されるようにその活用を推進します。

解説

認知症ケアパス

認知症の進行状況に応じて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスや支援を利用することができるのかを、各市町村で標準的にまとめたもの。

➤ 医療と介護の情報共有ツールの普及

県では、地域における認知症支援ネットワークの構築のため、「大切なあなたへのよりよいノート〜くらしと医療・介護をつなぐために〜」の普及を行っています。市町村が作成する認知症ケアパスと併せて活用することで、医療と介護関係者が相互に情報を共有する体制を支援します。



県ホームページ

『大切なあなたへの「よりよいノート」〜くらしと医療・介護をつなぐために〜』

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6401/p1141607.html>

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
148	認知症サポート医養成研修(県・指定都市)	認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言や支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携・推進役であり、認知症初期集中支援チームの中心となる医師(認知症サポート医)を養成します。
149	認知症サポート医フォローアップ研修(県)	認知症サポート医に対して、地域における認知症の人への支援体制の構築という役割を果たすために必要な知識を習得するための研修を行います。
150	かかりつけ医認知症対応力向上研修(県)	かかりつけ医に対し、適切な認知症診断の知識・技術や家族からの話や悩みを聞く姿勢を習得するための研修を実施します。
151	病院勤務の医療従事者向けの認知症対応力向上研修(県)	病院勤務の医療従事者及び地域の関係機関の職員に対し、認知症の基本的な知識、多職種連携の必要性、病院での適切な対応や、退院に向けた地域連携等について習得するための研修を実施します。
152	看護職員認知症対応力向上研修(県)	看護職員として必要な、認知症の人に係る基礎知識・連携等の習得に資する研修を実施します。
153	歯科医師認知症対応力向上研修(県)	かかりつけ歯科医師として必要な、認知症の人にかかる基礎知識・連携等の習得に資する研修を実施します。
154	薬剤師認知症対応力向上研修(県)	薬局・薬剤師として必要な、認知症の人に係る基礎知識・連携等の習得に資する研修を実施します。
155	病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修(県)	病院勤務以外(診療所、訪問看護ステーション、介護事業所等)の看護師、歯科衛生士等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や認知症ケアの原則、医療と介護の連携の重要性等の知識について習得するための研修を実施します。

【K P I ・ 活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
認知症サポート医養成者数(累計)	527人	550人	575人	600人	625人